

県・市町村の連携による発達障害者支援体制の整備・強化について

発達障害とは？

①広汎性発達障害

(自閉症スペクトラム症・アスペルガー症候群)

- ・言葉の発達の遅れ
- ・コミュニケーションの障害
- ・対人関係・社会性の障害

②学習障害(LD)

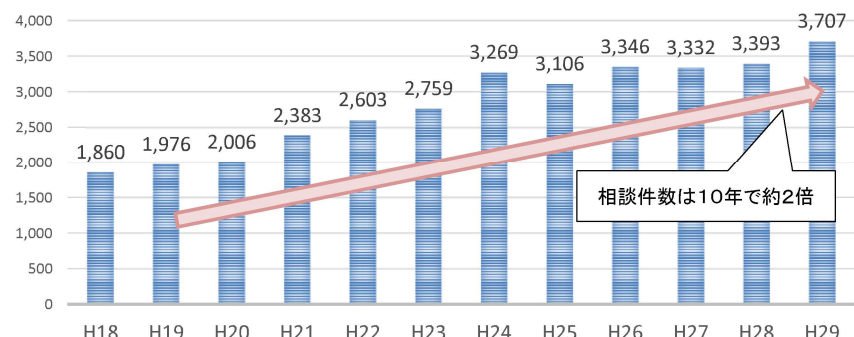
- ・全体的な知的発達に比べて、「読む」「書く」「計算する」等が極端に苦手

③注意欠陥多動性障害(ADHD)

- ・注意力散漫、不注意(集中できない)
- ・多動・多弁(じっとしてられない)
- ・衝動的に行動する

- 特性を理解した上で、その人にあった支援を行うことが大切
- 早期発見により適切な支援を受けることで、二次障害(うつ病、不安障害、不登校・ひきこもり、アルコールなどの依存症等)の発現を防ぐことが可能

県発達障害者支援センターの相談実績



- ・センターの相談機能は飽和状態。新規相談は「1カ月待ち」の状況にある。
- ・センターが県に1箇所(奈良市古市町(仔鹿園内))しかなく相談が集中。

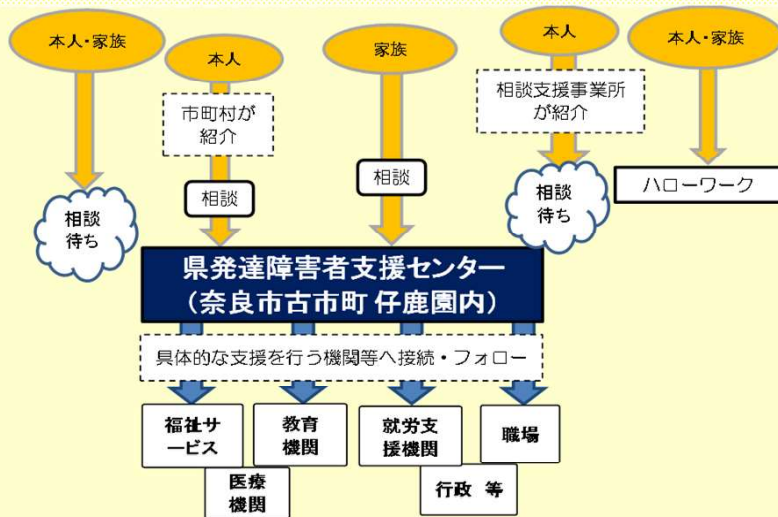
支援体制整備の考え方

■ニーズに対応した発達障害者支援体制整備の構築

- 身近な場所において相談支援が受けられるよう、体制の整備
→市町村毎に相談窓口を設置
- 本人の障害特性や家庭環境、ライフステージの変化等に応じたきめ細かな助言や支援等が行える体制の整備
→医療、福祉、教育、就労支援、職場等の各セクションとの連携と接続
- 困難度等に応じて、より適切かつ専門的な対応が行える体制の整備
→県発達障害者支援センター(H30.7月～、田原本町多(県障害者総合支援センター内))において支援実施

発達障害者支援体制の整備イメージ

□相談体制（現行）



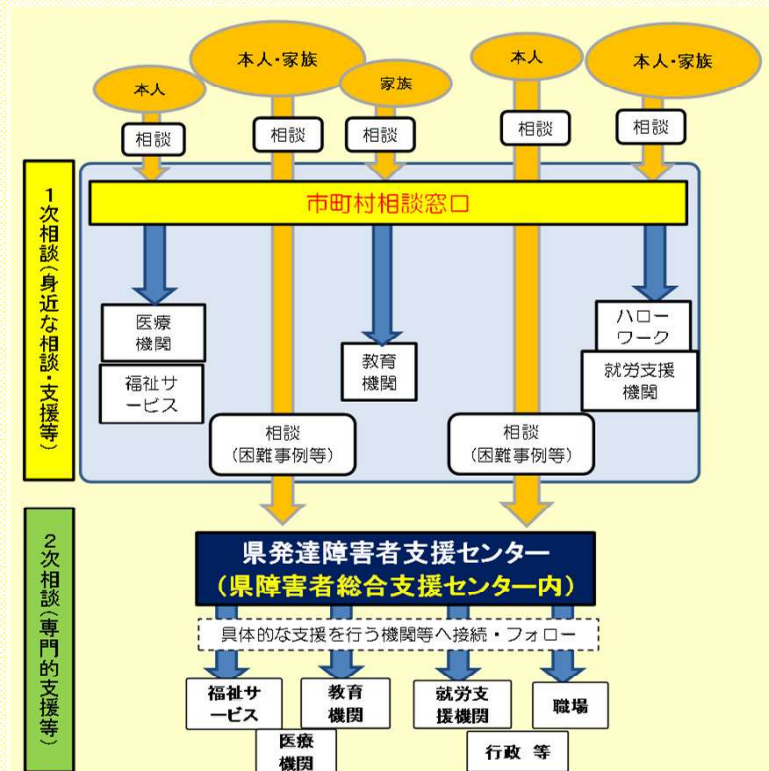
軽微なものから困難な相談まで、県のセンターに集中し、1ヶ月待ちの状態。早期の支援を受けられていない。

□進め方（県と市町村が連携し推進）

主なスケジュール（平成30年度）

H30. 4月	市町村担当課長会議において説明（以後、詳細内容についての説明を適宜実施）
H30. 7月	各市町村において窓口担当課等の設定
H30. 8月	相談支援マニュアルの配布（県→市町村）、マニュアル説明会開催
H30. 9月	県コーディネーターが希望市町村で出張相談窓口を開設（市町村担当者のOJTを兼ねる）
	各市町村における相談窓口の開設（順次）
	奈良県における発達障害者支援体制及び市町村相談窓口の広報
H31. 2月	市町村担当者研修開催（5圏域毎）（以後、適宜開催）

□相談体制（整備後）



○本人・家族からの初期相談は市町村窓口（1次相談機関）が担い、困難事例等について専門的な助言・支援を県発達障害者支援センターが担う。

○身近な場所での相談が可能となるとともに、効率的・効果的な体制での運営が可能。

担当 福祉医療部 障害福祉課 自立支援・療育係